

『毛詩正義』における、詩篇解釈と現実政治との関係について

——「士之耽兮、猶可説也。女之耽兮、不可説也」(衛風「氓」)の解釈をめぐる——

田中 和夫

一

『詩経』衛風の「氓」という詩は、

氓之蚩蚩

氓の蚩蚩たる

抱布貿絲

布を抱いて絲を貿ふ

匪來貿絲

來たりて絲を貿ふには匪す

來即我謀

來たりて我に即きて謀るなり

送子涉淇

子を送りて淇を涉り

至于頓丘

頓丘に至る

という句に始まる六章、一章十行の詩。衛国のある農村部の娘がよその土地から来た行商の青年と仲良くなり、結婚するが、相手の男性の家に嫁いってから数年たって、その事情は明確ではないが、家から追い出されてしまい、やむなく実家に帰るが、兄弟は同情してくれないう、と嘆く所謂「棄てられた婦人」の思いを教訓混じりに歌った詩篇である。

『毛詩』の序文によれば「宣公之時、禮義消亡、淫風大行、男女無別、遂相奔誘。華落色衰復相棄背。云々」とされるもので、宣公(前

七一八〜七〇〇在位)の時代、衛国での礼儀に則らない、男女間の乱れ(淫風大に行われ)とは、もちろん漢代の儒教の立場からの評価を一農村の娘の恋愛の顛末を通して、教訓的に歌ったものである。この詩の第三章は次のように歌われている。

桑之未落

桑の未だ落ちざる

其葉沃若

其の葉 沃若たり

于嗟鳩兮

于嗟 鳩よ

無食桑葚

桑葚を食うこと無かれ

于嗟女兮

于嗟 女よ

無與士耽

士と耽ること無かれ

士之耽兮

士の耽るは

猶可説也

猶ほ説く可きも

女之耽兮

女の耽るは

不可説也

説く可からざるなり

棄てられた女性が若い娘たちに、教訓をたれるもので、「ああ、娘(たち)よ。士と(恋の楽しみに)耽ってはならない。士が耽っても、何とかいい訳はできる。しかし、女が恋に耽っては、言い訳することはできないのだ。」といった意味になる。

この「于嗟女兮、無與士耽、士之耽兮、猶可說也、女之耽兮、不可說也。」に歌われていること「なぜ男は色に耽つても許されるのか、なぜ女は色に耽つたら許されないのか」について、後漢の鄭玄「鄭箋」、及び初唐の孔穎達『毛詩正義』は次のように、述べている。

士之耽兮、猶可說也。女之耽兮、不可說也。(衛風「氓」)

箋云、說、解也。士有百行、可以功過相除、至於婦人無外事、維以貞信為節。

鄭箋に云う、「說」は解く「言い訳する」なり。士に百行の以て功過相除く可き有り。婦人に至りては外事なし。維れ貞信を以て節と為す。

○箋の「士有」より「為節」に至るまで

○正義曰、士有大功則掩小過。故云、「可以功過相除」。齊桓晉文皆殺親戚篡國而立、終能建立高勳於周世。是以功除過也。

正義に曰く、士に大功有らば則ち小過を掩う。故に「以て功過相除く可し」と云う。齊桓・晉文は皆親戚を殺し、國を篡^{うば}いて立ち、終に能く高勳を周の世に建立す。是れ功を以て過を除くなり。

鄭玄は、「男は過ちを相殺できる多くの(家の外での)行い、家の外での仕事がある。しかし、婦人には家庭の外での仕事はない。貞信であることが(守るべき)礼節である」という。「氓」の詩は、詩全体の調子からみても、衛の農村部の娘の半生記のようであるのに、鄭玄は支配者階級(卿・大夫・士)を念頭に体系化された礼の規範を持ち出して、「氓」の本文を解き明かそうとしている。「禮不下庶人、刑

不上大夫」(『禮記』「曲禮」上)であることからすれば、「氓」、庶民のことを述べるのに、士の礼節を以て説いているのが、注意される。經典化された中でこの現象といえよう。

孔穎達『正義』では、この鄭箋を承けて、さらに「士に大功有らば則ち小過を掩う。故に「以て功過相除く可し」と云う。齊桓・晉文は皆親戚を殺し、國を篡いて立ち、終に能く高勳を周の世に建立す。是れ功を以て過を除くなり」といい、春秋時代の覇者であった齊の桓公・晉の文公を持ち出して、「齊の桓公・晉の文公はどちらも親戚を殺して、國權を篡奪しているが、終には周の世に高い勳を打ち立てている。これが「功」でもって「過」を除く、という(例)である」という。士・大夫どころか、君主の位まで引き上げて、「士之耽兮、猶可說也、女之耽兮、不可說也」の理由を説いている。鄭玄の解釈の立場より更に階層を上げて、國君のレヴェルでの問題として、考えようとしている。

「氓」における鄭箋「士有百行、可以功過相除」に対して、齊桓・晉文を引き合いに出してくるのはいささか大げさすぎる挙例の仕方といえるであろう。「功過相除く可し」ということでは共通性があるが、「氓」に歌われている「礼儀消亡われ、淫風大に行われ」といった状況は、為政者側の人々のそれというよりは、経文からみても庶民あるいはせいぜい下級の「士」階級の人々の状況とみなすべきであろう。「士の耽るは猶ほ説くべし(士は必ずしも礼に定められた通りでないようなやり方で女性と深い関係に陥つてもなお、いい訳することができる)」といったことにすぎないのに、これを正当化するのに、古の覇者齊の桓公・晉の文公の例を持ち出すのは、あまりにも大袈裟過ぎ

はしないだろうか。

しかも、「土有百行、可以功過相除」といったからと言って、「齊桓
晉文皆殺親戚篡國而立、終能建立高勲於周世。是以功除過也。」と話
を国君のレヴェルまで上げて、この詩句を解して、「功を以て過を除く」
とまで言い切っているのは、少なくとも儒者の発言としては、特別な
言い方ではないだろうか。

二

『毛詩正義』では、齊桓（齊の桓公）・晉文（晉の文公）について、
その「衛風」「淇奥」「淇奥三章章九句至是詩」の疏において「氓」に
おけるものと同様の評価が為されている。

「淇奥」の詩の序文には「美武公之徳也。有文章又能聽其規諫以禮
自防。故能入相于周。美而作是詩也。」とある。

『史記』「衛康叔世家」によれば、この衛の武公について、「四十二年、
釐侯卒、太子共伯餘立爲君。共伯弟和有寵於釐侯、多予之賂、和以其
賂賂士、以襲攻共伯於墓上、共伯入釐侯羨自殺。衛人因葬之釐侯旁、
諡曰共伯、而和爲衛侯、是爲武公。」と、衛侯に即位したいきさつが
記されている。釐侯四十二年（前八百十三年）、釐侯が卒したあと、
太子であった共伯餘が衛の君主となったが、その弟である和が、寵を
受けていた父君から与えられていた金品を士達に贈って彼らを味方に
引き入れ、君主と成っていた兄の共伯を釐侯の墓上に攻撃し、共伯は

釐侯の墓道で自殺。共伯の弟和が即位、衛侯「武公」となる。賞賛さ
れるべき即位の仕方ではない。しかし、また『史記』には、即位後の
事跡について、

「武公即位、修康叔之政、百姓和集。四十二年、犬戎殺周幽王、武
公將兵往佐周平戎、甚有功、周平王命武公爲公。五十五年、卒、子莊
公揚立。」とある。

即位後、ちょうど周の幽王が犬戎に殺された時、武公は兵を率いて
周を助け戎を平定し、周の王室を存続させるの与って、たいそう功績
があった。そのため、周の平王が武公に公の爵位を与えている。

このような衛の武公について、『毛詩正義』の作者は、「淇奥」の序
文（毛序）に沿って次のように述べている。

序先言聽諫自防、乃言入相於周者、以先説在國之徳乃言入相。經
亦先言其徳盛聽諫、後陳卿士之車服爲事次也。諸言美者、美所施之
政教、此則論質美德盛學問自修、乃言美其身之徳、故叙者異其文也。
案『世家』云、「武公以其賂賂士、以襲攻共伯而殺兄。」篡國得爲美
者、美其逆取順守、徳流於民、故美之。齊桓晉文皆篡弑而立、終建
大功、亦皆類也。（傍点、筆者による）。

（序文に先ず（武公が）諫めを聴いたことを言い、それから朝廷
に入って周の相となったことを言っているのは、先ず衛國での徳を
説き、それから周の朝廷に入って相となったことを言おうとしたた
めである。経文（詩の本文）でもまた先ず武公が徳が盛んであった
こと・臣下の諫めを聴いたことを述べ、その後で（天子の臣下）卿
士としての車・服飾、「爲事」の順序で陳べている。諸処に「美」
と使われている場合、施すところの政治・教化を「美」めるのであ

るが、ここでは質素な美德・学問を自ら修めたことを論じており、つまりその身の徳を「美」めている。だから「美」の叙べかた（「美」の使い方がふつうに諸処で用いられている使い方）とは異なっているのである。案ずるに『史記』「衛康叔世家」に「武公以其賂賂士、以襲攻共伯而殺兄。」と云っている。国を篡奪しているのに「美」めることができるのは、その行いが「逆も取るも順も守る」ことであつたからであり、その徳が民人にあまねく行き渡つたからである。だからこれを「美」めたのである。齊の桓公・晉の文公ともに弑逆・篡奪して王位に即いたけれども、後に大功を建てている。彼らも皆この類である。）

国を篡奪したことは、もちろんほめられたことではないが、即位後その「徳 民に流る」（徳が民人に行き渡つたから）賞賛できるのだ。あの春秋時代の覇者であつた齊桓・晉文も同じように国を篡奪して後、大功を建てたのだ、と齊桓・晉文を引き合いに出して、衛の武公を評価している。

衛の武公についての論評であるが、武公は「逆取順守」（『史記』陸賈伝）であり（注1）、齊の桓公・晉の文公も同様であつたと、言う。直接には衛の武公を評価しているのであるが、齊の桓公・晉の文公についての評価もほぼ同じであることがわかる。

『毛詩正義』の中で、齊桓・晉文についてこのように、国を篡奪しただけども、それを補う大功を後に挙げたので、賞賛されてよいのだとする評価は、上記の二箇所だけである（中央研究院計算中心『毛詩

注疏』索引）。しかし、衛の武公についての見解から見ても、たとえば篡奪した場合であつても、（篡奪といつても、これらの場合、臣下の篡奪まで含めるのではなく、王位継承できる立場にある兄弟同士の権力闘争による篡奪に限定されるが）即位後相応の政治的な成功を収めれば、その君主は賞賛されてよいのだ、という価値観は、『毛詩正義』において基本的に維持されているものであると言つてよいであろう。

三

春秋時代の所謂五覇（五伯）の盛なる者として筆頭に数えられる齊の桓公、及びすぐその後には覇者となつた晉の文公は、周の王室の力が衰えてきた時代にあつて、中原の諸侯に大きな政治的影響力行使し、ともに名君の誉れが高い。しかし、両者ともそれぞれ王位を継承する際には肉親との権力闘争の末、これを奪取している。また、齊の桓公は特に内事・内室の乱れがあつたため、死後、諸公子の間に争いが生じ、生前の覇者としての盛行を滅殺している。当面問題としている、肉親との権力闘争の件について、『春秋左氏傳』には次のように記されている。

『春秋』莊公九年（前六八五年）の經文に、「夏公伐齊納子糾。齊小白入于齊。八月、庚申、及齊師戰、于乾時我師敗績。九月、齊人取子糾殺之。」その「左氏傳」にはやや詳しいいきさつが書かれている。

夏公伐齊納子糾、桓公自莒先入。秋師及齊師戰于乾時、我師敗績。公喪戎路傳乘而歸。：鮑叔師來言曰、子糾親也。請君討之。管召繼也。請受而甘心焉。乃殺子糾于生竇。召忽死之、管仲請囚。鮑叔之及堂阜而稅之。歸而告曰管夷吾治於高傒。便相可也。公從之。

魯の莊公九年の夏、莊公は齊に子糾を納れ（て国君の位に即け）ようとしたが、桓公（小白）が莒から先に齊国に入った。秋に我が魯の軍と齊の軍が乾時で戦ったが、我が軍は破れた。我が莊公は路車を喪つて他の車を乗り継いで、国に帰った。：「齊の重臣」鮑叔が軍隊を率いて我が魯国にやってきて言った。「子糾は〔我が君、齊の桓公の〕肉親です。どうか魯君の方で討つていただきたい。管仲・召忽は仇敵です。こちらでもらい受けて存分にしたいと思ひます。」そこで魯では子糾を生竇で殺した。召忽は殉死したが、管仲は虜囚となりたいた願つた。鮑叔は〔齊の〕堂阜まで来ると管仲の縛めを解いた。国都に帰ると〔齊君に〕言った、「管夷吾は〔我が齊の卿〕高傒より政事を治める才があります。相としたりよいでしょう。」桓公はこの意見に従つた。

齊の襄公が「殺誅 數しば不當、婦人に淫し、數しば大臣を欺く。」〔『史記』「齊太公世家」といつた状況であつたため襄公の公子たちは「禍の及ばんことを恐れ、」糾はその母の国、魯に亡命し、管仲・召忽が守り役として従つていた。糾の兄弟の子白は莒に亡命した。鮑叔が子白に従つていた。齊の襄公は臣下の無知に討たれ、またその無知も雍林の人々に殺され、齊には国主がない状態になつた。そうした状況の中で、公子同士の後継争いになり、いち早く国に戻つた小白が君主

の位に即き（桓公）、兄弟の糾を魯に殺害させた。しかも、桓公は自分を狙つた糾の側近管仲を相に任用したわけである。

一方、晉の文公の即位について、『春秋』僖公二十四年の經文には「冬、：晉侯夷吾卒。」とだけ、記されているが、「左傳」には晉の文公（重耳）が国に戻り、国王の位に就く前後のことが詳しく記されている。当面の問題に関連する部分を挙げれば、「辛丑、狐偃及秦之大夫盟于郕。壬寅、公子入于晉師。丙午、入于曲沃。丁未、朝于武宮。戊申、使殺懷公于高梁。不書、亦不告也。」

秦の援助を得て、祖国晉に入った重耳は、晉の軍隊に入りその軍隊を掌握すると、国都の曲沃に入り、祖父にあたる武公の廟（武宮）に参拝。ついで、先に国王の位に就いていた懷公（重耳の兄弟夷吾〔恵公〕の子息、子圉。重耳の甥にあたる）を殺し、権力闘争に決着をつける。〔『史記』、『國語』等にも、それぞれやや異なつた記事が残されている。〕

この齊の桓公について、「桓公は諸侯を九合し、兵車を以てせざるは管仲の力なり（桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也）」〔『論語』「憲問」の孔子の評〕、「管仲、桓公を相けて（桓公に相となりて）諸侯に覇たらしめ、天下を一匡す（管仲相桓公覇諸侯、一匡天下）」〔『論語』「憲問」の孔子の評〕とされるように、また「君若し國を治め兵を彊くせんと欲せば、五子の者にして足りなん。君、霸王たらんと欲せば夷吾此に在りと、桓公曰く善し、と。五子の者をして皆其の事に任せしめ、以て令を管子に受けしむ。十年にして諸侯を九合し、天下を一匡せるは皆夷吾と五子の能なり（君若欲治國彊兵、則五子者足矣。君

欲霸王、則夷吾在此。桓公曰善。令五子皆任其事、以受令於管子。十年、九合諸侯、一匡天下、皆夷吾與五子能也」(『呂氏春秋』審分覽「勿躬」、あるいは「太公の聖を以て、國本を建つ。桓公の盛んなるや、善政を修め、以て諸侯の会盟を爲し、伯と称する、亦た宜ならずや(以太公之聖、建國本。桓公之盛、修善政、以爲諸侯會盟、稱伯、不亦宜乎)」「史記」「齊太公世家」「太子公賛」とあるように、「諸侯を九合し」「天下を一匡す」といった、諸侯を会して盟約し、その時々国際的政治的案件を中心的地位として処理したすぐれた君主とされている。尤も、その善政についての評価は臣下の管仲の補佐の功績に帰されてもいるのだが。

齊の桓公と晉の文公、両者とも覇者となったことは共通しているが、両者とも齊のあるいは晉の君主となる際には、その肉親を殺害してその位についている。実際の政治的権力闘争である以上、こうしたことが発生するのは、時に避けられないことではあろう。しかし、これが儒学の立場からすれば、容認できない、あるいはしたくないこととなるはずである。歴史上の事実であるので、事実自体を否定することはできないのであるが、これに対して、どのような認識を持つかは後世の儒学者にとって、重要な問題であったはずである。

問われるのは、篡奪の、しかもそれが肉親間での権力闘争であった場合において、親親の道がなお守られるのか、守られるべきなのか、という問題であり、肉親間の権力闘争の中での人倫の問題に対する問題である。

『淮南子』「汜論訓」中での議論は、より積極的に齊の桓公の問題を

容認しようとするものである。ここでは「小枉而大直、君子行之」或いは「其小惡不足妨大美也」といって、齊の桓公(晉文をも含めて)の所行が是認されている。

寸を詎めて尺を伸ぶるは、聖人 之を爲す。小しく枉げて大に直くするは、君子 之を行ふ。周公に弟を殺すの累有り、齊桓に國を争ふの名有り。然れども周公は義を以て缺を補ひ、桓公は功を以て醜を減すれば、皆賢と爲す。今、人の小過を以て、其の大美を揜はば、則ち天下に聖王賢相なし。：然り而して天下 之を寶とするは何ぞや。其の小惡は大美を妨ぐるに足らざればなり。今、人の短なる所を志して人の修なる所を忘れ、その賢を天下に求むるは、則ち難し。

詎寸而伸尺、聖人爲之。小枉而大直、君子行之。周公有殺弟之累、齊桓有争國之名。然而周公以義補缺、桓公以功減醜。而皆爲賢。今以人之小過、揜其大美、則天下無聖王賢相矣。：：然而天下寶之者何也。其小惡不足妨大美也。今志人之所短而忘人之所修而求得其賢於天下、則難矣。(注2)

「〔齊の〕桓公は功を以て醜を減ず」といい、「國を争うの名」があっても、後の功績によって、それは減殺される、という判断と考えられる。

齊桓・晉文が春秋時代の覇者として、五霸の中でも「盛」なるものとして、その政治的影響力が大きかったことは、『春秋』等の史書に照らして、後世の人々にあまねく認められていたことは疑問の余地が

ない。しかし、彼らの即位した事情・君主として行った政治的な事跡及び内向きの君主の行い等の評価については、必ずしも一定はしていない。

齊桓・晉文とは『孟子』「梁惠王章句上」に

齊の宣王「田辟疆」問ひて曰く、齊桓・晉文の事、聞くを得可きかと。孟子對へて曰く、仲尼の徒、桓文の事道ふ者なし。是を以つて後世傳ふるなし。臣 未だ之を聞かず。以むことなくば則ち王かと。

齊宣王問曰、齊桓・晉文之事、可得聞乎。孟子對曰、仲尼之徒、無道桓文之事者、是以後世無傳焉。臣未之聞也。無以則王乎。

齊の桓公、晉の文公は覇者としては認められているが、王者「王道の達成者」とは見なされていない。孟子には否定的にとらえられているといえる。

しかし、『荀子』では齊の桓公について

齊桓は五伯の盛んなる者なり。前事は則ち兄を殺して国を争ひ、内行は則ち姉妹の嫁せざる者七人あり。閨門の内、般「楽」樂奢汰「奢侈」にして、齊の分を以て之に奉ずるも足らず。外事は則ち邾を詐り莒を襲い国を并すこと三十五、その事行は是の若く陰汚淫汰なり。

齊桓五伯之盛者也。前事則殺兄而争國、内行則姉妹之不嫁者七人。閨門之内、般樂奢汰、以齊之分奉之而不足。外事則詐邾襲莒并

國三十五、其事行也、若是其陰汚淫汰也。

そのため、「仲尼の門人では、五尺の豎子でも、五伯を稱するを羞づ」と否定的に評価するのであるが、一方、

夫の齊の桓公には天下の大節あり、夫れ孰れか能くこれを亡ぼさん。倏然「安然」として疑われない」として管仲の能く国を託するに足ることを見るは天下の大知なり。安に其の怒りを忘れ、出に其の讎を忘れ、遂に立てて以つて仲父と爲すは、是れ天下の大決なり。

夫齊桓公有天下之大節焉。夫孰能亡之。倏然見管仲之能足以託國也。是天下之大知也。安忘其怒、出忘其讎、遂立以爲仲父。是天下之大決也（「仲尼篇」）

と、自分のことを狙った個人的な怨み・怒りを忘れ、管仲を重用して天下に覇をとらえたことが積極的に評価されている。

『春秋公羊傳』では、これとはやや違った評価がなされている。

僖公十年の経文「晉殺其大夫里克」に対する「公羊傳」には、晋の恵公が自分を晋に入るのに力を尽くした大夫の里克をなぜ殺したかを述べた後、続けて

然らば則ち曷爲れぞ恵公が入るを言はざる。晋の出入を言はざるは、踊め文公の為に諱めばなり。齊の小白 齊に入るときは則ち曷爲れぞ桓公が為に諱まざる。桓公の国を享したること長し。美天

下に見はる。故に之が為に本悪を諱いまず。文公の国を享したること短し。美 未だ天下に見はれず。故に之が為に本悪を諱いめり。

然則曷爲不言惠公之入。晉之不言出入者、踊爲文公諱也。齊小白入于齊則曷爲不爲桓公諱。桓公之享國也長。美見乎天下。故不爲之諱本惡也。文公之享國也短。美見乎天下。故爲之諱本惡也。

この何休注には

桓公は功大にして、善悪相除かる。封じて余り有るに足る。較然こうぜんとして天下の知る所となる。文公は功少なく、未だ自ら篡するを除きて封づるにたるの功有するに足らざるを嫌へばなり。故に之が為に諱む。桓公功大、善悪相除、足封有餘、較然爲天下所知。文公功少、嫌足除身篡而有封功、故爲之諱。

という。

また僖公十七年には、「十有七年春、齊人・徐人伐英氏。夏滅項」の経文について、

孰たか之を滅ぼす。齊 之を滅ぼす。曷なん爲れぞ齊 之を滅ぼすと言はざる。桓公の為に諱いむなり。『春秋』、賢者の為に諱む。此れ人の国を滅ぼす、何ぞ賢とする。君子の悪を惡にくむや、始めを疾びむ。善を善みするや、終わりを樂しむ。桓公嘗て絶を継ぎ「魯の僖公を立てたこと」、亡を存する「邢・衛・杞を存たもつたこと、それぞれの都城を築いた」の功あり。故に君子之が為に諱む。

孰滅之。齊滅之。曷爲不言齊滅之。爲桓公諱也。春秋爲賢者諱。此滅人之國、何賢爾。君子之惡惡也疾始。善善也樂終。桓公嘗有繼絶存亡之功、故君子爲之諱也。

とあり、また、その何休注には

傳に楚を服するを言はず、独り絶を継ぎ亡を存するを挙ぐるは、絶を継ぎ亡を存するを明らかにすれば、以て子糾を殺し、譚・遂・項を滅ぼす（の罪）を除き（免除され）、終身の悪を覆ふに足ればなり。

傳不言服楚、獨舉繼絶存亡者、明繼絶存亡、足除殺子糾、滅譚遂項、覆終身之惡。

とある。

齊の桓公の肉親殺害の行為をその後の政治的な成功によって、免罪しようとする意向が強く感じられる。

四

このように見てくると、『毛詩正義』「注疏」において齊の桓公・晉の文公に対して示された肯定的な評価は、儒家の解釈の系譜を遡れば、公羊学の論理、あるいは『淮南子』「汜論訓」に見られる議論のものに近いことがわかる。決して特異な評価ではない。

こうした議論にもそれなりの妥当性があるとしても、ひるがえって『毛詩正義』が、このような解釈でもって衛風・氓の「士之耽兮、猶可説也。女之耽兮、不可説也。」を理解しようとしたのは何故であるか。そこには、正義によるある特別の意図があったのではあるまいか。

『毛詩正義』は孔穎達等が太宗李世民の命に基づき、それまで積み重ねられてきたおびただしい注釈書、さらには六朝期の義疏の中から、特に劉焯『毛詩義疏』・劉炫『毛詩述義』を基に「其の煩たる所を削り、其の簡たる所を増し」て記されたものであり、その後大学博士王德韶・四門博士齊威等の「對共討論、辨詳得失」を経て、貞觀十六年、更に勅命を承け、大学助教趙乾叶・四門助教賈普曜ら加わり、勅使の趙弘智に対して「覆更詳正「何度も繰り返し調べ直すこと」して、漸くして出来上がったものである（『毛詩正義』序）。

『毛詩正義』を含む五經正義が編纂されたのには、太宗李世民の強い意志が働いているわけである。太宗李世民は、その治世は「貞觀の治」と呼ばれるように、勝れた皇帝としての誉れが高い。しかし、李世民がその父高祖李淵から帝位を承けるに当たっては、皇太子であった兄李建成及び弟元吉を宮中玄武門において、殺害するという権力闘争があった。（所謂玄武門の変）。

この兄弟間の権力闘争の末に、李世民が帝位に就いたことについて、当時の臣下達は触れることが憚られる事柄であったことはごく自然なことと推される。李世民自身も内心重いものを引きずっていたことが推測される。史官が記す所の書は人主はこれを見ることはしないのが、通例であったが、太宗は敢えて見ようとしている。当然史官はあから

さまには書いていなかった。『資治通鑑』「唐紀十三」には

玄齡乃ち給事中許敬宗等と、刪して『高祖今上實録』を爲る。癸巳、書成り、之を上る。たてまつ上 六月四日事（胡三省註：謂誅建成元吉事也）を書するを見るに、語 微隱なること多し。玄齡に謂ひて曰く、「周公 管蔡を誅して以て周を安んじ、季友 叔牙を鳩して以て魯を存す。朕の爲す所も亦た是に類するのみ。史官 何ぞ焉を諱まんや」と。即ち命じて浮詞を削去し、其の事を直書せしむ。

玄齡乃與給事中許敬宗等、刪爲『高祖今上實録』。癸巳、書成、上之。上見書六月四日事、語多微隱。謂玄齡曰、「周公誅管蔡以安周、季友鳩叔牙以存魯。朕之所爲、亦類是耳。史官何諱焉。」即命削去浮詞、直書其事。（貞觀十七年）（注3）

とある。

自らの行為は周公が管叔・蔡叔を誅殺して、周王朝を安泰させたようなものであり、また季友が叔牙を鳩毒で誅殺して魯を保ったようなものである、といい、史官にはつきりと直書するように命じた、という。堂々たる態度とも見える、敢えて『高祖今上實録』を見たのは、高祖李淵武德九年、庚申（六月四日）の玄武門の事件にわだかまりがあればこそその行動であつたらう。

さらに此に先立って、太宗李世民が帝位に就いて間もなくの貞觀元年、周と秦の長短を臣下達と論じたことが『資治通鑑』に記されている。そこでは、周の武王と秦の始皇帝との違いを論じて、

周の天下を得るは増々仁義を修め、秦の天下を得るは益々詐力を尚ぶ〔尚ふ〕。此れ修短の殊なる所以なり。蓋し之を取るに或いは逆を以て得る可きも、之を守るは以て順ならざる可からざるの故なり。

周得天下、増修仁義、秦得天下、益尚詐力。此修短之所以殊也。

蓋取之或可以逆得、守之不可以不順故也。(貞觀元年)

と言っている(注4)。

天下を得るに当たって、「蓋取之或可以逆得、守之不可以不順故也」と明言しているのである。貞觀元年に、既にこのように臣下の蕭瑀に対して断言している。この言葉は、四字句にすれば、「逆取順守」となる。こうした太宗李世民の言葉が初唐の臣下達、ひいては孔穎達を初めとする正義の著者達に影響がなかったであろうか。

しかも、「逆取順守」の意味するところは、この語が用いられた最初の『史記』『陸賈傳』によれば、「文武並用するが、長久の術なり」ということであつた。そこには、肉親との権力闘争による政權奪取の意味は含まれていない。また下つて『三國志』蜀書「龐統傳」に見られる「逆取順守」の用例、三国時代、益州「蜀」を奪い取ることにためらいがちで、消極的であつた劉備に向かつて、龐統が、「權變の時、固より一道の能く定むる所に非ず。弱を兼ね味を攻め、逆もて取り順もて守るも、之に報ゆるに義を以てし、事定まりての後、封ずるに大國を以てせば、何ぞ信に負かん。今日取らずんば、終に人の利と爲るのみ」と言つて、益州攻略を進言した際のことは「逆取順守」におい

ても、血なまぐさい肉親との権力闘争を肯定したものではない。武力を用いてもその後で、しかるべき妥当な方法で報いればよいといった意味であろう。

「龐」統、備に説いて曰く、「荊州は荒殘、人物殫^{たんじん}尽し、東に呉孫「孫權」有り、北に曹氏有り、鼎足の計、以て志を得難し。今益州は国富み民彊く、戸口百万、四部「四つの部署」の兵馬、出す所は必ず具はり、宝貨は外に求むることなし。今權に借りて以て大事を定む可し」と。備曰く、「今吾と水火を爲す者は、曹操なり。操は急を以てし、吾は寛を以てす。操は暴を以てし、吾は仁を以てす。操は譎を以てし、吾は忠を以てす。毎に操と反すれば、事乃ち成るべきのみ。今、小利を以て信義を天下に失ふは、吾の取らざる所なり」と。統曰く、「權變「随情況而靈活変化」；その時その場に適した処置をとる」の時、固より一道の能く定むる所に非ず。弱を兼ね味を攻むるは五伯の事。逆もて取り順もて守り、之に報ゆるに義を以てし、事定まりての後、封ずるに大國を以てせば、何ぞ信に負かん。今日取らずんば、終に人の利と爲るのみ」と。備遂に行く。

「龐」統説備曰、「荊州荒殘、人物殫盡、東有呉孫、北有曹氏、鼎足之計、難以得志。今益州國富民彊、戸口百萬、四部兵馬。所出必具、寶貨無求於外、今可權借以定大事。」備曰、「今指與吾爲水火者、曹操也。操以急、吾以寛、操以暴、吾以仁、操以譎、吾以忠。每與操反、事乃可成耳。今以小利而失信義於天下者、吾所不取也。」統曰、「權變之時、固非一道所能定也。兼弱攻昧、五伯之事。逆取順守、報之以義、事定之後、封以大國、何負於信。今日不取、終爲人利耳。」〔劉〕備遂

行。(『三國志』蜀書「龐統傳」裴松之注所引『九州春秋』)

ところが『毛詩正義』「淇奥」での「逆取順守」は「案『世家』云、『武公以其賂賂士、以襲攻共伯而殺兄。』篡國得爲美者、美其逆取順守、德流於民、故美之。齊桓・晉文皆篡弑而立、終建大功、亦皆類也。」と、國を篡奪すること、また肉親間の権力闘争に於ける「弑逆」まで、積極的に肯定しようとするものである。

また、衛風「氓」の詩句「士之耽兮、猶可説也、女之耽兮、不可説也」における鄭箋においても、「説は解く「言い訳する」なり。士に百行の以て功過 相除く可き有り(百行有れば以て功過相除く可し)。婦人に至りては外事なし。維れ貞信を以て節と爲す」と言うに過ぎなかったのに、その『正義』には「士に大功有らば則ち小過を掩う。故に「以て功過 相除く可し」と云う。齊桓・晉文は皆親戚を殺し、國を篡^{うば}いて立ち、終に能く高勳を周の世に建立す。是れ功を以て過を除くなり(士有大功則掩小過。故云、「可以功過相除」。齊桓・晉文皆殺親戚篡國而立、終能建立高勳於周世。是以功除過也)」と、ほぼ同じように「殺親戚篡國而立」ことを容認している。

これまで見てきた「齊の桓公、晉の文公」に対する評価の仕方からは、明らかに一步を踏み出して、肉親間の権力闘争による篡奪をも積極的に認めようとする姿勢が窺われる(『淮南子』「汜論訓」のはこれに近いが、なおこれほど如実に強く認めようとするものではなかった)。

こうした権力闘争による、権力奪取に対する評価は、第三者的にみ

れば、つまるところ勝者側が如何様にも歴史的に位置づけることができる事柄となるであろう。その面からみたのが、あの齊の桓公の権力奪取について、『莊子』にみえる満苟得の評価である。

『莊子』「盜跖」の孔子の弟子、子張とそれに対抗する満苟得との對話の中、子張は「貴賤の分は行の善惡に在り」とするのに対して満苟得は所謂「仁義」とか、善惡の区別とかは結局、勝者側からの判断に依るといった主張をしており、その満苟得の議論の中で、桓公の篡奪行為が取り上げられている。

満苟得曰く、小盜は拘せられ、大盜は諸侯と爲る。諸侯の門に義士存す。昔、桓公小白は兄を殺して嫂を入る。而るに管仲は臣と爲る。田成子常は君を殺して國を竊めり。而るに孔子は幣を受く。論ずれば則ち之を賤しみ、行へば則ち之に下る。則ち是れ言行の情、胸中に悖^は戦するなり。亦た拂^とらずや。故に書に曰く、「孰れか惡、孰れか美、成る者を首と爲し、成らざる者を尾と爲す」と。

満苟得曰、小盜者拘、大盜者爲諸侯、諸侯之門、義士存焉。昔者桓公小白、殺兄入嫂而管仲爲臣、田成子常殺君竊國、而孔子受幣。論則賤之、行則下之。則是言行之情、悖戰於胸中也。不亦拂乎。故書曰、孰惡孰美、成者爲首、不成者爲尾。(『莊子』「盜跖」)

成る者(成功した者)は首に成功しなかった者は尾になる、善惡は成功、不成功の違いから判断されるに過ぎないという指摘は、一面當を得ているであろう。

臣下としては、仕える王朝の皇帝が行った事柄、たとえそれが王族

の肉親間の忌まわしい争いであったとしても、それを容認していかざるを得なかつたことと思われる。あるいは、積極的にその行為を支持しようとすることも有り得たであろう。

このように見てくると、『毛詩正義』の上記のような二箇所において見られる、肉親間の国権篡奪に対しても積極的にこれを容認しようとする、意見の表明。衛風「氓」・衛風「淇奥」の詩に施された、「以功除過」、「美其逆取順守」という正義(疏)の言葉などには、太宗李世民の玄武門事件に対する、正義の作者たる初唐の儒者達の擁護の立場を見ることができないのではないだろうか。

もちろん、注疏は六朝期からの数多くの儒者達の積み重ねが、初唐に纏められたものであり、この部分が『正義』の疏人達の筆になるものであると断言することはできない。しかし、仮にこれらの言葉のもともがすべて六朝期からの誰かの言葉であつたとしても、『正義』の作者が強くこれを納得しなければ、残すことはしなかつたはずである。古典の注釈の文章においては、先人の文章を残す、用いるということとは、それがまたとりもなおさず自らの意見であるということになる。このことは単に一般的な莫然とした事柄ではなく、『毛詩正義』述作に係る次のような事情がある。

『毛詩正義』の疏の文章は六朝期の劉焯・劉炫の文章を基として孔穎達を初めとして王德韶・齊威等が、「其の煩たる所を削り、其の簡たる所を増し」て、更に「對共討論、得失を辨詳」し、更に貞觀十六年、趙乾叶・賈晉曜等を加えて、勅使趙弘智に対して「覆更詳正」し

て、完成したものである(『毛詩正義』序)。幾人もの「疏人」達による、幾たびもの検討・修正を加えながら記されているのである。しかも、その稿本とした二劉の人となり及びその書に対しては、

劉焯・劉炫等、才氣を負^た恃^のみ、先達を輕鄙し、其の異なる所を同じとし、其の同じき所を異なるとし、或いは略す^べ応^べきを反つて詳しく、或いは詳しく^べ宜^べきを略に更^かふ。其れを繩墨に準^はれば、差^さ忒^{とく}「あやまり」あるを未だ免れず。其れを會同に勘^しぶれば、時に顛蹟有り。今則ち其の煩なる所を削り、其の簡なる所を増す。唯^ちだ意は曲直に存^あり。愛憎に心有るに非ず。

焯炫等負恃才氣、輕鄙先達、同其所異、異其所同、或應略而反詳、或宜詳而更略。準其繩墨、差忒未免。勘其會同、時有顛蹟。今則削其所煩、增其所簡。唯意存於曲直、非有心於愛憎。(同書序)

と、批判的であつたことが強調されている。こうした述作態度をみれば、『毛詩正義』の疏文作成においては、「疏人」達の意志に基づく文章の改変が相当程度なされたことが分かる。しかも、『毛詩正義』の注疏の文章には、稿本とした劉焯・劉炫の著作名はもとより、二人の名すら全く残されていない。どこからどこまでか、或いはどの部分が両者の文章なのか、全くといっていいほど見分けは付かない(注5)。同じ五經正義の『春秋左傳正義』の注疏には劉焯の名がしばしば現れ、どの部分が劉焯のものかがある程度分かるのとは際立った対照を成している。『毛詩正義』の注疏の文章には「疏人」達の意志が色濃く反映されているものと考えられる。

「正義」が天下に述作された唐代初め、当時の政治的現実―太宗李世民政權の確立に当たって最も微妙であった事柄―について、『正義』の一部の疏人達が関心を払い、これを積極的に支えようとしたことは不自然なことではないであろう。

注

(1)

陸生「陸賈」時前説稱詩書。高帝罵之曰、「迺公居馬上而得之、安事詩書！」陸生曰、「居馬上得之、寧可以馬上治之乎。且湯武*「殷湯王・周武王」逆取而以順守之、文武並用、長久之術也。昔者吳王夫差、智伯極武而亡。秦任刑法不變、卒滅趙氏（秦姓也）。鄉使已並天下、行仁義、法先聖、陛下安得而有之。」高帝不懌而有慙色、迺謂陸生曰、「試爲我著秦所以失天下、吾所以得之者何、及古成敗之國。」陸生迺粗述存亡之徵、凡著十二篇。每奏一篇、高帝未嘗不稱善、左右呼萬歲、號其書曰「新語」。（『史記』陸賈列傳）

*湯武『周易』下象・革「天地革而四時成。湯武革命、順乎天而應乎人。革之時大矣哉。」

(2)

諷寸而伸尺、聖人爲之。小枉而大直、君子行之。周公有殺弟之累、齊桓有爭國之名。然而周公以義補缺、桓公以功滅醜。而皆爲賢。今以人之小過、揜其大美、則天下無聖王賢相矣。……自古及今、五帝三王、未有能全其行者也。故易曰「小過亨。利貞。」言人莫不有過、而不欲其大也。夫堯舜湯武、世主之隆也。齊桓晉文、五霸之豪英也。然堯有不慈之名、舜有有卑父之謗、湯武有放弑之事。五伯有暴亂之謀。是故君子不

(3)

責備於一人。方正而不以割。廉直不以切。博通而不以訾。……然而天下寶之者何也。其小惡不足妨大美也。今志人之所短而忘人之所修而求得其賢於天下、則難矣。（『淮南子』汜論訓）

(4)

『資治通鑑』卷一百九十七 唐紀十三 太宗
初上謂監修國史房玄齡曰、「前世史官所記、皆不使人主見之、何也。」對曰「史官不虛美、不隱惡。若人主見之必怒、故不敢獻也。」上曰、「朕之爲心、異於前世帝王、欲自觀國史、知前日之惡、爲後來之戒、公可撰次以聞。」諫議大夫朱子奢上言、「陛下聖德在躬、舉無過事。史官所述、義歸盡善。陛下獨覽起居、於事無失。若以此法、傳示子孫、竊恐曾玄之後、或非上智、飾非護短。史官必不免刑誅。如此則莫不希風順旨、全身遠害、悠悠千載、何所信乎。所以前代不觀、蓋爲此也。」上不從。玄齡乃與給事中許敬宗等、刪爲「高祖今上實錄」。癸巳、書成、上之。上見書六月四日事（胡三省註：謂誅建成元吉事也）、語多微隱、謂玄齡曰、「周公誅管蔡以安周、季友鳩叔牙以存魯。『魯世家』朕之所爲、亦類是耳。史官何諱焉。」即命削浮詞、直書其事。（貞觀十七年）
『資治通鑑』卷一百九十二 唐紀八 太宗
貞觀元年 戊申、上與侍臣論周秦修短。蕭瑀對曰、「紂爲不動、武王征之、周及六國無罪、始皇滅之、得天下。雖同、失人心則異。」上曰、「公知其一、未知其二。周得天下、增修仁義、秦得天下、益尚詐力。此修短之所以殊也。蓋取之或可以逆得、守之不可以不順故也。」瑀謝不及。

(5)

『毛詩正義』に於いて、二劉（劉炫・劉焯）として示されているのは、召南「羔羊」の標起止「傳革猶皮」に引用されているのと、同じく召南「何彼穠矣」の標起止「箋下王后至榘翟」に引用されているだけである（張三玉『五經正義研究』第三章「五經正義修撰之依據」、吉川忠夫「杏雨書屋藏『毛詩正義』單疏本解題」一一一頁等）。また『春秋左傳』襄公二十九年の「爲之歌頌」の注疏の標起止「注頌者至神明」に引かれる「劉炫又云、以下の文章が、毛詩大序の「頌者美盛德之形容、以其成功告於神明者也」の正義（標起止「頌者至神明」）にほぼ同文が無署名で引かれており、わずかに劉炫の文章であることが確認される（劉文淇『左傳舊疏考正』五「皇清經解續編」、野間文史『春秋正義を読み解く』東洋古典学研究会、等）。

《毛诗正义》的诗篇解释与现实政治的关系

围绕“士之耽兮，忧可说也。女之耽兮，不可说也”的解释

田中和夫

卫风《氓》中有“士之耽兮，忧可说也。女之耽兮，不可说也”之句。那么，为什么“男溺于色则情有可原，而女溺于色则情不可原”呢？东汉的郑玄解释为：“士有百行，可以功过相除，至妇人无外事，维以贞心为节”。也就是说，男人有很多能与过失相抵消的家居之外的事情可做，而女人没有这些居家生活之外的事情，所以只有贞心才是守礼守节。

孔颖达的《毛诗正义》中承继了郑笺的观点，且进而推出“齐桓晋文皆杀亲戚篡国而立，终能建立勋于周世。是以功除过也”这一春秋时代的霸者齐桓公、晋文公之事对郑笺所言的理由予以补强。《氓》诗从本文上看，歌的是百姓阶层的事，而对此取国君、国权篡夺之例来说明，不免给人带来过于微言大义的异样感和不自然的感觉。

《毛诗正义》中言及齐桓公、晋文公的还有一处，那是卫风《淇奥》诗的疏处，评价与《氓》诗处相似。毛序认为《淇奥》诗是“美卫武公之德”。对此，《毛诗正义》的说明是“案《世家》，‘武公以其贿赂士，以袭攻共伯而杀兄’。篡国得为美者，美其逆取顺守，德流于民，故皆美之”齐桓晋文皆篡弑而立，终建大功，亦皆类也”。也就是说，卫武公从其兄共伯手中篡夺了国家权力是“逆取顺守”。虽然是以非道义的手段夺取了权力，但其后能流德于民，故当褒之。齐桓公和晋文公也类同，所以也当得到赞誉。

这类对齐桓公、晋文公予以肯定的评价，如若追溯儒家解释的系谱可知，决不是特异的观点。其评价或可说自有其妥当性。然而推出齐桓公、晋文公的事例来说明卫风《氓》诗的诗句，不能不让人联想到以孔颖达为首的《毛诗正义》注疏者们是否另有特别的意图。

编纂五经正义是受命于太宗李世民而进行的。李世民在从其父高祖李渊手中继承帝位之前发生过杀其兄既当时的太子李建成和其弟李元吉的权力争斗，即所谓玄武门之变。可以想像得到，臣下很忌讳触及李世民是经历了皇家兄弟争斗而登上帝位一事的。即使是史官最初也未对整个事件进行过直截了当的叙述。

在李世民登帝后不久的贞观元年，曾有过李世民与臣下论及周秦王朝的各自长短一事。那时李世民在说到同是武力得天下的周武王与秦始皇的不同之处时曾明言，“盖取之或可以逆得，守之不可以不顺故也”。说白了就是逆取与否无所谓，只要顺守既可。唐太宗李世民的这些言论对初唐的臣下，进而对以孔颖达为首的《毛诗正义》注疏者们是颇有影响的。